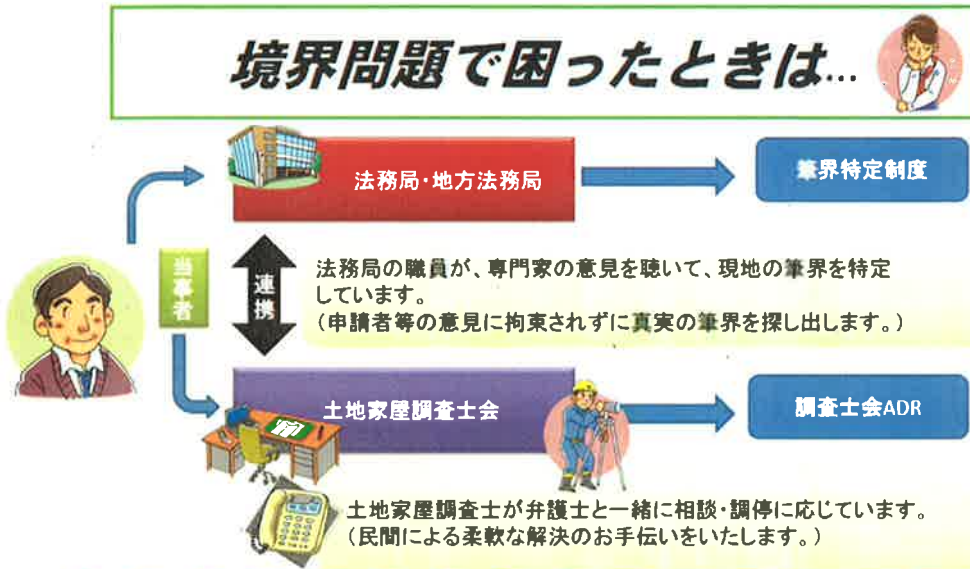


筆界特定・境界問題ADR合同相談会

- 1 相談会場 境界問題解決センターとちぎ
栃木県土地家屋調査士会館3階会議室
宇都宮市小幡1-4-25
- 2 相談日時 3月15日(木) 午後1時から午後4時まで
相談時間は、1時間単位です。
- 3 相談予約 境界問題解決センターとちぎ事務局
☎028-307-2187
- 4 相談対応 栃木県土地家屋調査士会
宇都宮地方法務局不動産登記部門
- 5 その他 相談は、事前に予約が必要となります。
相談内容については、秘密を厳守します。

境界問題でお困りの方へ

境界問題で困ったときは...



どこが違うの？

• 筆界特定制度は、

公法上の筆界(一筆の土地が登記されたときの土地の境界)の現地における位置を明らかにします。

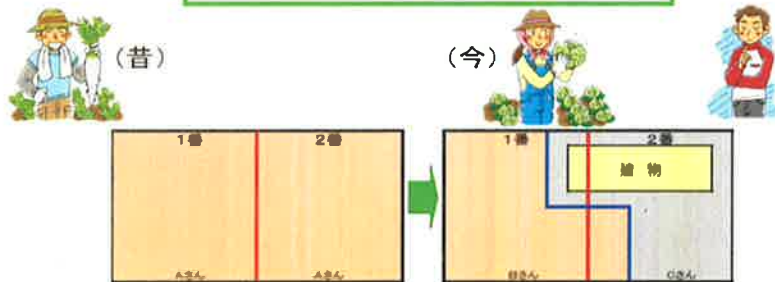
※ 土地の明渡しなど所有権に関する問題を直接に解決することはできません。

• 土地家屋調査士会ADRは、

境界に関する民事上の紛争について和解の仲介(調停等)によって問題全般を解決します。

※ 相手方の応諾がないと手続を進めることができません。

筆界？所有権界？

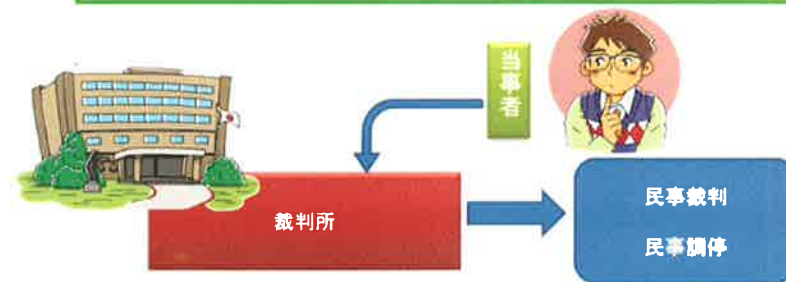


— 筆 界 ... 筆界の位置は、当事者間の売買や交換によって、移動することはありません。

— 所有権界 ... 所有権界の位置は、当事者間の売買や交換によって、移動することがあります。

※ 筆界と所有権界の位置が異なる場合もあります。

もうひとつの解決方法



筆界特定制度についてのお問い合わせは
宇都宮地方法務局不動産登記部門筆界特定室 028(623)0919
土地家屋調査士会ADRについてのお問い合わせは
境界問題解決センターとちぎ 028(307)2187